

告 示

埼玉県告示第千五百五十四号

川口市から川口都市計画駐車場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都
市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第二項において準用する同法第二
十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において
縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県知事 上田清司